

公益目的通報の調査結果(令和7年8月27日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和7年6月20日

2 通報形態 FAX

3 通報内容

公益目的通報(本年5月28日報告)に関して、令和6年度の財政課課員の勤務実態が「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同施行規則」に違反した状態にあることは否定できないと判断されたが、直近5年(令和2～6年度)の財政課長が同課課員に対して月100時間以上の時間外勤務を強いた(命じた)ことは、いわゆる過労死ラインを超える時間外勤務命令であり、それ自体がパワーハラスメントに当たる。

また、人事部局(令和2～6年度の総務部長、次長及び人事課長)は、財政課課員の月100時間以上の時間外勤務をその翌月には把握できたにもかかわらず、人員配置の見直しなどの対策を何ら講じなかった。これは、「三田市職員安全衛生規則」の趣旨及び責務に照らすと違法行為に該当し、間接的にパワーハラスメントを助長するものである

4 調査結果

(1)事実認定

ア 三田市財政課では、令和2～6年度にかけて、複数の課員が月100時間以上の時間外勤務に従事していたことが認められる。その詳細は次のとおりである。

令和2年度：9月に1名

令和3年度：11月に3名、12月に6名、令和4年1月に6名

令和4年度：4月に1名、6月に1名、7月に2名、9月に1名、11月に6名、
12月に6名、令和5年1月に6名、2月に1名、3月に2名

令和5年度：5月に1名、12月に2名、令和6年1月に6名

令和6年度：6月に1名、12月に2名、令和7年1月に6名、2月に2名。

イ 時間外勤務の理由は、各年度固有の事情(令和2年度：「三田市行財政構造改革」推進のための庁内調整等、令和3～4年度：全庁的な会計システム更新等、令和2～4年度：新型コロナウイルス感染症防止対策等の補正予算編成、令和5年度：「中期財政収支見通し2023」作成)も存在するが、各年度に共通するのは、当年11月から翌年2月にかけての時間外勤務の内容が主に次年度予算編成業務である点である。

なお、令和2年度は、上記期間に月100時間以上の時間外勤務はないが、多くの課員に毎月50～90時間超の時間外勤務が生じており、他年度と勤務実態に大きな違いはない。

(2)判断

ア 今回の通報は、令和7年5月の公益目的通報に係る調査結果に基づくものであり、次年度予算の編成業務に関する時間外勤務命令がパワーハラスメントに当たることを指摘するものと解される。

実際、上記各年度に財政課課員が行った時間外勤務の全てについて、財政課長の業務命令の違法性（パワーハラスメントにあたるか）を調査し、個別判断することは不可能であるので、ここでは、上記各年度における当11月から翌年2月までの月100時間を超える時間外勤務（以下、「本件時間外勤務」という。）に絞って検討する。

イ 職場でのパワーハラスメントとは、職場で行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう（「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第30条の2第1項参照）。財政課長の本件時間外勤務命令が、財政課課員に対するパワーハラスメントに当たるか否かについても、これを基準に判断すべきである。

ウ 過労死が社会問題となっている現状や職員に時間外勤務を命ずる場合は所定の時間及び月数の範囲内で必要最小限に留めるよう定めた「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」第6条の3第1項の趣旨に照らせば、月100時間以上の時間外勤務が課員の心身に与えた負荷の大きさは決して軽視されるべきでない。

もっとも、次年度予算編成業務は必要不可欠、かつ、これを担う財政課の全課員が、議会までの限られた時間で、各部局の予算要求を査定し、折衝を行い、予算案を作成することが求められている点で、極めて他律的な業務である。

そのため、予算編成業務を行う目的で財政課長が財政課課員に与えた本件時間外勤務の命令は、上記②の業務上必要な範囲を超えたものということとはできない。よって、財政課長による本件時間外勤務に係る業務命令はパワーハラスメントに当たらない。

エ また、財政課長による本件時間外勤務に係る業務命令が違法とはいえない以上、当時の総務部長らが何ら対策を講じなかったとする点についても、それが直ちにパワーハラスメントを助長する違法行為であるということとはできない。

(3)付言事項

例年、財政課課員が長時間の時間外勤務を余儀なくされ、三田市条例で定める時間外勤務の上限規制に抵触している現状は看過されるべきではない。令和7年5月28日付調査結果報告書でも述べたとおり、次年度予算編成業務が、特定の時期に、各課横断的に発生するものである以上、全庁的な理解を得て、財政課の負担軽減が求められている。

5 その他

(1)調査結果を踏まえた市の見解と対応

令和7年5月28日付調査結果報告書の公表時にも言及したが、財政課は他律的な業務の比重が高いことから、予算編成業務などの進め方等を見直し、全庁的に時間外勤務の削減に取り組む。また、今後、状況に応じて適切な対策を講じていく。

(2)結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表